

川崎市建設緑政局総務部技術監理課ホームページバナー広告表現

ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、川崎市建設緑政局総務部技術監理課（以下「技術監理課」という。）が運用するホームページ（以下「技術監理課ホームページ」という。）にバナー広告を掲載するにあたり、そのバナー広告の表現について、「川崎市建設緑政局総務部技術監理課ホームページ広告掲載基準」に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するための必要な事項について定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の各号に定める表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動き、又はユーザーに誤解を与えるおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの）

(アニメーションG I F)

第3条 アニメーションG I Fは、原則不可とする。ただし、川崎市建設緑政局総務部長が認めた場合は、アニメーションG I Fを用いることができるものとする。アニメーションG I Fを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(技術監理課ホームページとの区別)

第4条 次の各号に定める表現については、利用者が技術監理課ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

(1) 技術監理課ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が技術監理課の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとるとともに、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和3年12月3日から施行する。